一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について

（ 令和5年度　甘楽西部環境衛生施設組合　清掃センター ）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の焼却施設である清掃センターの維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 処分した一般廃棄物（可燃ごみ）の量 （規則　第4条の5の2第1項第1号　イ　関係）

区　分		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
焼却量	1号炉	t	92	96	97	85	92	93	134	91	91	88	79	76	1,114
	2号炉	t	95	98	94	88	92	98	3	94	94	94	83	77	1,010
合計焼却量		t	187	194	191	173	184	191	137	185	185	182	162	153	2,124

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度（月平均値）
（規則　第4条の5第1項第2号　ト、リ、ヲ　関係）

区　分		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
燃焼室中の燃焼ガス温度	1号炉	℃	895	896	896	894	890	897	898	896	898	895	896	894	895
	2号炉	℃	896	897	896	892	884	898	－	896	899	897	894	892	895
集じん器に流入する燃焼ガス温度	1号炉 2号炉	℃	181	181	181	181	181	182	181	182	183	182	182	182	182
排ガス中の一酸化炭素濃度	1号炉 2号炉	ppm	26.3	27.7	27.9	27.3	26.8	27.0	24.4	26.2	25.3	28.1	27.7	26.5	26.8
備　考			連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日（規則　第4条の5の2第1項第2号 ヌ 関係）

区　分	1 号 炉	2 号 炉
冷 却 設 備 （ 急 冷 塔 ）	令和5年5月8日 令和5年8月14日 令和5年11月27日 令和6年3月4日	令和5年5月8日 令和5年8月14日 令和5年11月27日 令和6年3月4日
排ガス処理設備（バグフィルター）	令和5年5月8日	令和5年5月8日

4. ばい煙又はばい煙濃度測定結果　（規則　第4条の5第1項第2号　カ　関係）

区　分	排出基準	単位	1 号 炉		2 号 炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取した年月日			令和5年7月6日	令和6年1月18日	令和5年7月13日	令和6年1月25日
結果が得られた年月日			令和5年7月11日	令和6年1月23日	令和5年7月21日	令和6年1月31日
硫黄酸化物濃度（※排出基準）	K値17.5で測定される排出基準	K値	2.0未満	2.0未満	2.0未満	2.0未満
ばいじん濃度	0.25	g/m3	0.006	0.004	0.004	0.006
窒素酸化物濃度	250	ppm	100	87	77	62
塩化水素濃度	700	mg/m3	3.8未満	4.2未満	3.8未満	4.7

5. 排ガスのダイオキシン類濃度測定結果　（規則　第4条の5第1項第2号　カ　関係）

区　分	排出基準	単位	1 号 炉	2 号 炉
排ガスを採取した年月日			令和5年7月6日	令和5年7月13日
結果が得られた年月日			令和5年8月16日	令和5年8月24日
排ガス中のダイオキシン類濃度	5.0	ng-TEQ/m3N	0.640	0.600

【検査項目】

ば い じ ん 濃 度：物が燃焼するときに発生するもののうち、すす、完全に燃焼した灰分、燃焼ならびに熱分解による固形粒子。

塩 化 水 素 濃 度：塩化ビニール樹脂等の燃焼の際に発生する、刺激臭を有する無色の気体。

窒 素 酸 化 物 濃 度：石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生する。

硫 黄 酸 化 物 濃 度：石油や石炭を燃やすとそれらに含まれている硫黄分が酸素と結合して発生する。

ダ イ オ キ シ ン 類：塩素、酸素、炭素、水素の存在するところで、物が燃焼するときに発生する有機化合物。

施設の維持管理に関する計画

維持管理及び点検保守	施設の補修、定期整備、点検はその都度必要な人員で行う。 日常点検は「ごみ処理施設の維持管理基準」で定められた項目に適した運転を行うために必要な事項を設備ごとに行う。
安全衛生管理	施設での災害を防止するため、安全衛生に関わる各種法令、基準に則り、従業者の安全と健康及び快適な作業環境の形成を促進する。
維持管理の記録	施設の維持管理に関する点検、検査及び措置の記録を作成し、3年間保存する。
排ガス、放流水の測定記録	排ガス等に含まれるダイオキシン類の濃度については1年に1度測定するとともに記録を作成する。 排ガスに含まれる水銀の濃度については1年に2度測定するとともに記録を作成する。 排ガスに含まれるばいじん、硫黄酸化物の濃度又は量については6ヶ月に1度測定するとともに記録を作成する。 排ガスに含まれる塩化水素、窒素酸化物の濃度又は量については6ヶ月に1度測定するとともに記録を作成する。 排出ガスに含まれる一酸化炭素の濃度については連続的に測定するとともに記録を作成する。 放流水はクローズドシステムの為、放流水は発生しないため水質測定は行わない。